

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	(第1回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	兵庫県多可郡多可町 (283657)
地域名 (地域内農業集落名)	中区 (間子集落)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	25.0 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	19.2 ha
② 田の面積	24.8 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	0.2 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	1.5 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0.0 ha
(参考)区域内における70才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

- 注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における70才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地区は平坦でほ場整備された農地が多いが、居住区域を中心に変形で進入路が狭い農地も多い。東側に河川と山があり、鹿のほかにヌートリア等の獣害被害がある。地域内の多くでうるち米や山田錦が作付してあるほか、おおよそ6割以上の農地を近隣の認定農業者など集落外の耕作者が耕作し、酒造好適米や黒大豆を主に作付し、環境保全型農業や有機農業に取り組んでいる農業者もいる。  
 地区内の耕作者は70代以上が半数おり、規模縮小希望や後継者不明の農家が多い。今後高齢化と人手不足が顕著になってくる草刈り等の維持管理作業についても、関係人口を増やしたり、省力化できる方法などを検討する必要がある。  
**【基礎データ】**  
 ・農家軒数 28軒  
 ・主な作物 水稻(うるち米、酒造好適米)、黒大豆、一般野菜

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

引き続き地域の特産である酒造好適米や黒大豆を中心に農地を活用し、また環境保全型農業にも取り組むことにより需要に応じ環境に配慮した農業を継続する。あわせて山田錦は近隣集落と連携した村米制度を継続し、農家所得の安定を目指す。そのためにも農作業のスマート化や、周辺の担い手等とも連携を強化し集積・集約化を進めることで、効率的な営農ができるように引き続き検討していく。地域内でも就農の意識を醸成し若手の農業者の育成にも集落全体で取り組んでいく。そのほか多面的機能支払交付金を活用し、今後も集落全体で水路等の保全管理を進めるとともに、獣害対策を継続して実施していく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地所有者の理解を得て農地バンクへの貸付けを進め、担い手への農地の集積・集約化を基本としつつ、担い手の農作業に支障がない範囲で農業を担う者により農地利用を進める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	33.7 %	将来の目標とする集積率	33.7 %
(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標			
・農地所有者の理解を得て再配分も含めた農地の集積・集約化をさらに進め団地面積の拡大を進める。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組			
・農地の所有者や耕作者の理解を得ながら農地の集積、集約化を進めていく。			
(2) 農地中間管理機構の活用方法			
・可能な限り農地中間管理機構を通じた農地の貸し借りを進め、担い手への農地の集積を進める。			
(3) 基盤整備事業への取組			
・多面的機能支払交付金を活用して、農業用施設の修繕を適宜実施していく。			
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組			
・町やJA等と情報共有しながら新たな経営体の確保・育成に努めるほか、地域内でも後継者の育成を行っていく。			
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組			
・水稻や黒大豆の航空防除をJAみのりへ委託する。			

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ① 獣害防止柵の点検を継続し早期の発見・対策を講じることで未然に被害を防ぐ。
- ③⑦ 多面的機能支払交付金を活用し、地域住民による保全活動を引き続き実施する。また省力化のためスマート農業機械の導入を検討する。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度: 令和 16 年度)				
		経営作目等	経営面積	作業受託面積	経営作目等	経営面積	作業受託面積	目標地図上の表示	備考
認農	A	水稻、黒大豆	5.0 ha	- ha	水稻、黒大豆	5.0 ha	- ha	1	
利用者	B	水稻	0.7 ha	- ha	水稻	0.7 ha	- ha	2	
利用者	C	水稻	1.0 ha	- ha	水稻	1.0 ha	- ha	3	
利用者	区域内農地の利用者	水稻等	ha	ha	水稻等	ha	ha	白地	
計	4経営体		6.7 ha	0.0 ha		6.7 ha	0.0 ha		

注1: 「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。

2: 「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。

3: 農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。

4: 作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。

5: 備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目
1	みのり農業協同組合	防除	水稻

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)	うち計画同意者数(人・%)

- 注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。  
 注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。  
 注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合は、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。